

令和3年度分 事業を継続するための取組を支援します ～雲仙市地域産業再起支援事業補助金のご案内～

市では、事業を継続するための取組（事業継続に必要な定期的な固定費等）に係る経費に対し、補助金を交付します。

《 補助上限額が引き上げられました！！ 》

上限20万円
(令和2年度分の補助上限額)



上限40万円
(令和2年度分と令和3年度分の合計補助上限額)

■補助対象者

中小企業者等であり、申請日時点で市内に住所又は事業所を有する個人事業主又は法人等

※主業が農林漁業者は対象外ですが、店舗等で消費者等と接する機会の多い業態を営んでいる事業者については対象となります。

■補助対象経費

【賃料】

令和2年3月31日時点及び申請日時点で有効な賃貸借契約において定められた賃料（令和3年4月分～令和4年3月分までの賃料のうち、令和3年4月1日から令和3年9月30日までに支払行為が完了した賃料が補助対象。）

※家賃支援給付金を受給されている場合は、「令和2年4月分～令和3年7月分までの賃料」に対する補助について、別途上限額が設けられます。

【バス等整備費用】

令和3年4月1日以降に着手（契約・発注）した取組に必要な下記経費のうち、令和3年4月1日から令和3年9月30日までに請求・支払行為が完了したもの（※消費税等は補助対象外となります。令和3年10月～令和4年2月に車検を実施される場合は、事前に商工労政課までご相談ください。）

補助対象経費（例）

賃料	事業を継続するための店舗等に係る家賃・地代 (※一部補助対象外となる取引有。)
バス等整備費用	事業で使用するバス等（11人乗り以上のもの）の定期的な整備費用

■補助金額

補助対象経費の5分の4以内（上限40万円(※)）

※令和2年度分と令和3年度分の補助合計額。

裏面の早期回復に向けた取組についても、別途利用可能です。

■書類提出先・問合せ先

〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714番地
雲仙市 観光商工部 商工労政課
TEL:0957-38-3111 FAX:0957-38-3205

【申請期限】

令和3年

9/30

まで